

府中市外国人介護職員受入環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人介護人材の雇用等が円滑に行われることを目的に、府中市内の介護事業所を運営する法人に対し、市長が予算の範囲内で府中市外国人介護職員受入環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、府中市補助金交付規則（昭和57年府中市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 受入事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所であって、留学生等を介護従事者として新たに雇用する事業所をいう。
- (2) 介護従事者 受入事業所において介護サービス事業に従事し、サービス利用者に対する介護を行う者をいう。
- (3) 日本語学校 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）により告示された日本語教育機関等をいう。
- (4) 介護福祉士養成施設 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号に規定する学校又は養成施設をいう。
- (5) 留学生等 次のアからエのいずれかに該当する者をいう。

ア 外国人留学生

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第一の四の表の上欄に掲げる留学の在留資格をもって在留する者であって、介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設又は日本語学校に在籍している外国籍の者をいう。

イ 外国人技能実習生

入管法別表第一の二の表の上欄に掲げる外国人の技能実習の資格をもって在留する者であって、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づき、受入事業所によって雇用される者をいう。

ウ 特定技能外国人

入管法別表第一の二の表の上欄に掲げる外国人の特定技能の資格をもって在留する者であつて、受入事業所によって雇用される者をいう。

エ 経済連携協定（E P A）に基づく外国人介護福祉士候補者

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」又は平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡」に基づき入国する者であつて、受入事業所によって雇用される者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、受入事業所を運営する法人のうち、市長が適当と認めた者とする。ただし、補助対象者が市税を滞納している場合は、補助の対象としない。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、留学生等を新たに受入れるに当たって必要な費用として、受入事業所が負担した経費のうち、生活必需品に係る経費（消耗品費、教材費、備品購入費等）であつて、市長が必要と認めた経費（消費税及び地方消費税を除く。）の合計額とし、一人当たり10万円を限度とする。

2 補助金の対象となる留学生等は、1法人あたり2人を限度とする。

（交付の申請及び請求）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、府中市外国人介護職員受入環境整備事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 外国人介護職員受入環境整備事業補助金内訳書（交付申請用）（別記様式第2号）
- (2) 外国人技能実習生については、技能実習計画書及び技能実習計画認定通知書の写し
- (3) 特定技能外国人については、特定技能外国人支援計画書の写し
- (4) 経済連携協定（E P A）に基づく外国人介護福祉士候補者については、マッチングの成立したことが確認できる書類の写し
- (5) 品名及び金額が確認できる書類（見積書等）
- (6) その他市長が助成金の交付に必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、府中市外国人介護職員受入環境整備事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、不適当と認めたときは府中市外国人介護職員受

入環境整備事業補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（事業の完了届及び実績報告）

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者は、当該年度内に事業を完了させ、事業完了後、府中市外国人介護職員受入環境整備事業完了届兼実績報告書（別記様式第5号。以下「実績報告書」という。）に係る書類を添えて、市長が別に定める期限までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する関係書類は次のとおりとする。

- (1) 留学生等との雇用契約書
- (2) 在留カードの写し
- (3) 住民票の写し
- (4) 外国人介護職員受入環境整備事業補助金内訳書（実績報告用）（別記様式第6号）
- (5) 生活必需品費を申請者が負担したことが確認できる書類（領収書の写し等）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき額を確定し、府中市外国人介護職員受入環境整備事業補助金交付額確定通知書（別記様式第7号。以下「交付額確定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第9条 市長は、前条の規定による交付額の確定後に、精算払により補助金を交付するものとする。

2 前条の規定による交付額確定通知書を受けた者は、府中市外国人介護職員受入環境整備事業補助金交付請求書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 市長の指示に従わないとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助金を返

還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年6月29日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この告示の失効日前に、前項の規定による失効前の府中市外国人介護職員受入環境整備事業補助金交付要綱（以下「廃止要綱」という。）第5条第1項に規定する交付申請書兼請求書を市長に提出した者に係る廃止要綱第6条から第11条までの規定は、廃止要綱第6条から第11条までの規定による事務手続その他の行為が完了するまでの間、失効日後も、なおその効力を有する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。